

## 平成十五年総務省令第六十七号

平成十五年度における地方財政法第三十三  
条の五の四の額の算定に関する省令

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三  
十三條の五の四の規定に基づき、平成十五年度に  
おける地方財政法第三十三條の五の四の額の算定  
に関する省令を次のように定める。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第  
三十三條の五の四に規定する総務省令で定める  
ところにより算定した額は、次の各号に掲げる  
地方公共団体の種類に応じ、当該各号に定める  
方法によって算定した額（千円未満の端数があ  
るときは、その端数を切り捨てる。）とする。

- 一 都道府県 地方交付税法等の一部を改正する  
法律（平成十五年法律第十号。以下「地方交付  
税法等改正法」という。）附則第五条第一項第  
一号に掲げる額（ただし、都にあつては、当該  
額及び総務大臣が地方税法等の一部を改正する  
法律（平成十五年法律第十号。）の施行による  
当該団体の都市計画税の平成十五年度の減収見  
込額に相当する額として通知した額（以下「都  
市計画税減収見込額」という。）の合算額）
- 二 市町村及び特別区 地方交付税法等改正法附  
則第五条第一項第二号に掲げる額（ただし、市  
町村にあつては、当該額及び都市計画税減収見  
込額の合算額）

## 附 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行す  
る。